

4月・5月のごみ収集日

お問い合わせ 役場1階 水道環境課 環境衛生係
電話 4 3 - 2 1 1 1 (内線 2 1 2 6)



可燃ごみ	全地区(午前8時までに可燃ごみ集積所へ出してください)	毎週 火曜日・金曜日
------	-----------------------------	------------

(粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました)

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	4月18日(水)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	4月19日(木)

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	5月23日(水)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	5月24日(木)

乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコンは収集しません。(株)橋本、または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

蛍光管・体温計(水銀式)は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

A地区 = 八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志
B地区 = 杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

その他 プラ	各自治会の不燃ごみ集積所	4月8日(日)
		4月22日(日)
		5月13日(日)
		5月27日(日)

がれき類	久田見処分所	毎月の第1・第2日曜日 午後0時30分から午後4時まで
	錦織処分所	毎月の第3・第4日曜日 午前9時から午後4時まで



プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。

ただし、ペットボトル、発泡スチロールおよび発泡スチロール製の食品トレイは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外は処分できません。
業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

野焼きの禁止

野焼き(野外での廃棄物の焼却)は、一部の例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。違反者は法律で罰せられます。みんなでルールを守り、野焼きのないクリーンな地域にしましょう。



「112」に電話してゴミの回収場所を尋ねよう
 4月18日(水) A地区(不燃ごみ集積所) 4月19日(木) B地区(不燃ごみ集積所)
 5月23日(水) A地区(不燃ごみ集積所) 5月24日(木) B地区(不燃ごみ集積所)
 4月8日(日) 各自治会の不燃ごみ集積所
 4月22日(日) 各自治会の不燃ごみ集積所
 5月13日(日) 各自治会の不燃ごみ集積所
 5月27日(日) 各自治会の不燃ごみ集積所
 久田見処分所 毎月の第1・第2日曜日 午後0時30分から午後4時まで
 錦織処分所 毎月の第3・第4日曜日 午前9時から午後4時まで
 瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外は処分できません。
 業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
 300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)